

※この法令は廃止されています。  
平成十三年経済産業省令第四百号

独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十七条、第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の規定に基づき、独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令を次のように定める。

（独立行政法人通則法第八條第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八條第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六條の二第二項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十條第一項の中期計画の認可に係る申請の日。以下この条において同じ。）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六條の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他経済産業大臣が定める財産とする。

（会計の原則）  
第一条の二 通則法第三十七條の規定により定めるところによるものとし、この省令に定められないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四條第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第一条の三 経済産業大臣は、日本貿易保険が業務のため保有し又は取得しようとしている有形

固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）  
第一条の四 経済産業大臣は、日本貿易保険が通則法第四十六條の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（財務諸表）  
第二条 日本貿易保険に係る通則法第三十八條第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（貸借対照表及び損益計算書の様式）  
第二条の二 日本貿易保険に係る貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式により作成しなければならない。

（事業報告書の作成）  
第二条の三 日本貿易保険に係る通則法第三十八條第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 日本貿易保険に関する基礎的な情報
- イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法の概要
- ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
- ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
- ニ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
- ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに日本貿易保険への出向者の数

- 二 財務諸表の要約
- 三 財務情報
- イ 財務諸表に記載された事項の概要
- ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

二 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（日本貿易保険を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（財務諸表等の閲覧期間）  
第三条 日本貿易保険に係る通則法第三十八條第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（会計監査報告の作成）  
第四条 通則法第三十九條第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 日本貿易保険の役員（監事を除く。）及び職員

二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、通則法第三十八條第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

- 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
- 二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第四項において同じ。）が日本貿易保険の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準

拠して、日本貿易保険の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、日本貿易保険の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由  
三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由  
四 追記情報  
前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に關して必要な報告  
六 会計監査報告を作成した日  
4 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更  
二 重要な偶発事象  
三 重要な後発事象  
（責任準備金）  
第五条 日本貿易保険は、毎事業年度末において、貿易保険の保険契約又は貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十三條第二項各号の規定により再保険を引き受けた契約（以下「保険契約等」という。）に基づく将来における債務の履行に備えるため、収入保険料のうち、保険契約等に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過してない期間に対応する責任に相当する金額として経済産業大臣が定めるところにより算定した金額を責任準備金として積み立てなければならない。  
（支払備金）  
第六条 日本貿易保険は、毎事業年度末において、次に掲げるものの支払のために必要な金額として経済産業大臣が定めるところにより算定

した金額を支払備金として積み立てなければならない。

一 支払の請求を受けた保険金若しくは再保険金（以下「保険金等」という。）又は被保険者が損失を防止若しくは軽減するために要した費用であつて、費用として計上していないもの。

二 支払事由の発生に係る通知を受けた保険金等であつて、その支払の請求を受けていないもの。

三 支払事由が発生することが確定であると認められる保険金等であつて、その支払事由の発生に係る通知を受けていないもの。

（保険代位債権等）

第七条 日本貿易保険は、次に掲げる債権については、経済産業大臣が定めるところにより算定した金額を保険代位債権等として計上することができる。

一 保険金等の支払に関して取得した外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、外国法人又は外国人に対する債権

二 前条各号に掲げる保険金等の支払に関して取得することが見込まれる外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、外国法人又は外国人に対する債権

三 保険契約者又は被保険者から譲り受けた外国の政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者に対する債権（貿易保険の保険契約に関するものに限る。）

2 日本貿易保険は、前項の規定により保険代位債権等を計上したときは、経済産業大臣が定めるところにより算定した金額を貸倒引当金として計上しなければならない。

（短期借入金金の認可の申請）

第八条 日本貿易保険は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
二 借入金金の額
三 借入先
四 借入金金の利率
五 借入金金の償還の方法及び期限
六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

附則

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号。以下「整備等政令」という。）第三十六条第四項第一号に掲げる財産に係る損益の計算は、特別利益及び特別損失に計上して行うものとする。ただし、当該財産のうち貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第七条第三項の規定による評価がされていないものについては、同法の施行後初めて価額を評価した場合には、その評価した価額は、資本剰余金として計上するものとする。

第三条 整備等政令第三十六条第四項第一号に掲げる財産については、経済産業大臣が定めるところにより計算した金額を保険代位債権等又は未収収益として計上するものとする。

2 前項の規定により保険代位債権等又は未収収益として計上した金額から貿易保険法の一部を改正する法律附則第七条第三項の規定により評価した価額を控除した残額は、貸倒引当金として計上するものとする。

附則（平成一五年三月三十一日経済産業省令第四九号）
この省令は、平成十五年三月三十一日から施行する。

附則（平成一六年九月九日経済産業省令第九一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一〇月二八日経済産業省令第一〇〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二三日経済産業省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年一二月二六日経済産業省令第五九号）
この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

附則（平成二六年九月二九日経済産業省令第五一号）

この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月三〇日経済産業省令第一八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

第二条 第二条の三第三項の規定は、施行日以後を開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

附則（平成二九年三月二九日経済産業省令第二八号）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

別紙（第2条の2関係）

Table with columns: 科目, 金額, 科目, 金額. It lists various financial items like 現金及び預金, 有価証券, 貸倒引当金, etc., and their corresponding amounts.

1 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、第一号の欄の資産又は負債でその金額が資産総額の10%を超えるものを指すこと。
2 平成27年度末までの各年度の報告書提出期限に基づき行われた独立行政法人の会計に関する情報の確認として公表された数値に基づき、必要に応じて調整を要するもの。

